

# 公益財団法人 沖縄県スポーツ協会役職員旅費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第45条の規定に基づき、業務のため旅行する公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）の職員及び役員並びに職員以外の者の旅費に関し必要な事項を定める。

## (旅費の支給)

第2条 職員及び役員並びに職員以外の者が出張した場合には、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、沖縄県職員の旅費に関する条例及び旅費支給規則に準じて旅費を支給する。

## (適用除外の旅費)

第3条 この規程は、国民スポーツ大会・九州ブロック大会への役員・選手等の派遣旅費及び県民スポーツ大会の役員等の旅費には適用しない。

## (自家用車の業務使用の禁止)

第4条 職員が自家用車を業務に使用することは、禁止する。ただし、職員が公用車（本会が所有権又は使用する権利を有する自動車をいう。以下同じ。）を使用することが困難で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合において、職員から自家用車を使用する旨の申し出に基づき事務局長が承認した場合は、この限りではない。

- (1) 災害その他緊急を要する場合
- (2) 巡回業務又は用務先が多い場合
- (3) 通常利用できる交通機関が著しく不便で自家用車を使用した方が業務上効率的な場合

## (業務使用自家用車届)

第5条 自家用車を業務に使用しようとする職員は、業務使用自家用車届（第1号様式）を、事前に事務局長に届け出なければならない。届出事項に変更があった場合についても、同様とする。

## (自家用車の業務使用承認)

第6条 業務使用自家用車届を届け出た職員（以下「自家用車使用職員」という。）が、自ら届け出した自家用車（以下「業務使用自家用車」をいう。）を業務に使用する場合又は職員が業務の遂行に際し、業務使用自家用車に同乗する場合は、自家用車使用承認申請書（第2号様式）を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、業務使用自家用車の使用を承認してはならない。

- (1) 自家用車使用職員の健康状態が、過労、病気その他の理由により正常な運転に適さないと認められる場合
- (2) 自家用車使用職員が運転免許を取得してから1年を経過していない場合
- (3) 自家用車使用職員の運転経験が浅く、運転技術等が未熟である場合
- (4) 自家用車使用職員が交通法規に違反し、罰金刑を受けてから1年を経過していない場合
- (5) 自家用車使用職員の業務が運転業務のみの場合
- (6) 業務使用自家用車について、対人賠償金額無制限及び対物賠償金額500万円以上の任意の自動車保険（以下「任意保険」という。）の契約を締結していない場合
- (7) 業務使用自家用車に業務する職員以外の者を同乗させる場合

### **(自家用車使用職員に対する旅費の支給等)**

第7条 職員が業務使用自家用車を業務に使用した場合は、当該職員に通常の旅費又は費用弁償を支給する。

2 業務使用自家用車の燃料費、修理費、保険料、減価償却費その他維持管理費は支給しない。

### **(損害賠償責任等)**

第8条 業務使用自家用車を業務に使用することの承認を受けた自家用車使用職員（以下「業務使用承認職員」という。）が、当該自家用車を業務使用中に他人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えた場合には、本会が損害を賠償する。ただし、当該自家用車について自動車損害賠償補償法（昭和30年法律第97号）による保険金若しくは共済金又は任意保険による保険金が支払われる場合は、当該保険金等の総額を超える部分についてのみ本会が賠償するものとする。

- 2 第1項の場合において本会は当該職員に故意又は重大な過失がないと認められるときは、支払った賠償金等を当該職員に求償しないものとする。
- 3 業務使用承認職員が、業務使用自家用車を業務使用中に自己の生命若しくは身体又は財産に損害を受けた場合には、本会は損害を賠償する責任を負わないものとする。
- 4 業務使用自家用車の故障又はその他の損害については、本会は責任を負わないものとする。

### **(業務災害の適用)**

第9条 職員の業務上の災害に対する補償については、職員就業規程第23条で定めるところにより補償する。

### **(規程の変更)**

第10条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

### **(補則)**

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### **附則**

- 1 この規程は、昭和59年5月22日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年12月2日から施行する。
- 3 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成元年6月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成2年7月16日から施行する。
- 6 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成20年3月21日から施行する。
- 8 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 9 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、令和6年6月19日から施行する。
- 12 この規程は、令和7年10月29日から施行する。